

# 平成23年度の調査地区及び小字名です。

(事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます)

## 大根占

### ① 命苦自治会から北側の鹿屋市吾平境地区 0.93 km<sup>2</sup>

萩ノ崎・村ノ後・トコロ迫

### ② 池田地区 0.64 km<sup>2</sup>

姫木場・建石谷・鈴ノ谷・境ノ尾・藤尾・仮屋牧

### ③ 半下石地区 1.35 km<sup>2</sup>

佐牟田・瀬戸・深山ヶ平

## 田代

### ④ 麓地区 1.44 km<sup>2</sup>

口ノ坪・迫尻・山ノ頭・釜牟田・土取・溝下・松崩・芝原・中原・中郡・原ノ後・西川・須崎・迫田・古川・榎丸・中島・原ノ前・一毛田・白崩・前田・池増・安元・川原迫・城ノ迫・寺山ノ首・芝原前・カチヤ前・波原田・セガキ田・高付・中渡瀬・門田・カチヤ・土橋・岩崎・窪園・岩下・牧原川原・牧原・出口・坂元・原田・宮前・囃師・中村ノ下・下中村下・中村・有里・三本松

## ● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。  
(年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)
- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないなので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成23年度の現地立会いは、5月頃から行う予定です。